

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(49)

平成21年6月17日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁護士 山 岸



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽



- 1 本件は、原告らが、被告に対し、被告実施にかかる平成18年度遺伝子組換えイネ（以下、「本件GMイネ」という）の野外作付け実験（以下、「本件作付実験」という）の差止めと、本件作付実験の実施により被った精神的損害の賠償を求めた事案である。
- 2 原告らのかのような請求の趣旨・目的は、現在問題となっている遺伝子組換え技術及び同技術の農作物等への応用の是非、あるいは遺伝子組換え作

物の野外実験一般を問題とするものではなく、あくまでも、本件作付実験により、被告北陸研究センター付設の高田圃場（以下、「本件圃場」という）の周辺において稻作農業に従事している原告山田ら及び同原告らが生産するコメを主食とする消費者である原告平出らが、回復不能の損害を被る具体的な危険に直面しているとして、被告に対し、本件作付実験の中止や損害賠償を求めるものである。

- 3 しかしながら、本件作付実験は、被告準備書面（37）第3に記載のとおり、いわゆるカルタヘナ法外関係諸法令の手続きをいずれも踏襲し、全て適正に終了している。したがって、原告らの前記差止請求については、既に訴えの利益が消滅しているため、不適法なものとして直ちに却下されるべきである。
- 4 そして、残る慰謝料請求についても、以下のとおり、本件作付実験が違法でないことは言うに及ばず、そもそも原告ら主張にかかる損害を基礎づける前提事象すら存在しないことが明らかとなったのであるから、すみやかに棄却されるべきである。

第2 本件作付実験の適法性

本件作付実験は、カルタヘナ法外関係諸法令の手続きをすべて踏襲しており（乙14等参照）、何ら違法性はない。

第3 本件においては原告らが愁訴する損害発生の前提事象すら存在しないこと

1 原告らの主張する事実

（1）コメ生産者である原告1ないし3及び16ないし19（以下、「原告

生産者ら」という)は、本件作付実験の実施により、「新潟産米という高品質ブランドの毀損による販売量・販売額の低下、耐性菌の増加による将来の生産コストの増加等、農業従事者としての生産基盤を一挙に失わせ、回復不能の損害を蒙(る)」(2005年12月19日付「訴状」19頁及び2006年2月22日付「訴状」19頁)危険に直面し、コメ消費者である原告4ないし15及び20ないし23は、本件作付実験の実施により、「本GMイネの実験栽培により交雑が起きる危険があることやディフェンシンという抗菌たんぱく質に対する耐性菌の発生の危険があること等から、コメの安全な生産、地球環境の保全、生物多様性の維持等について強い危惧」(2005年12月19日付「訴状」20頁及び2006年2月22日付「訴状」19頁)に直面した、などとして精神的損害を被ったと主張する。

(2) 原告らの上記主張は、法的に整理・構成すると、以下のことを主張しているものと解される(以下、「ディフェンシン耐性菌による人類滅亡仮説」という)。

- ア 本件GMイネの内部で、ディフェンシンが常時、大量に產生された。
- イ 本件GMイネ内部で常時、大量に產生されたディフェンシンは、本件GMイネの体内から常時、大量に流出した。
- ウ 本件GMイネから外部に流出したディフェンシンは、自然界において既に存在する他のディフェンシンとは全く異なるものであった。
- エ 本件GMイネから流出したディフェンシンが様々な菌と恒常に接觸し続けることにより、ディフェンシン耐性菌が出現した。
- オ 出現したディフェンシン耐性菌は、本件圃場の外部に流出した。
- カ 本件圃場の外部に流出したディフェンシン耐性菌は、本件圃場の外

部でも増殖した。

キ 本件圃場外部で増殖したディフェンシン耐性菌は、原告生産者らの栽培するイネに被害を与えた。

ク 本件圃場外部で増殖したディフェンシン耐性菌は、全人類及び全生物の健康及び生命に重大な被害を与えた。

2 本件訴訟の先決争点

(1) 本件訴訟の審理においては、原告らが唱える「ディフェンシン耐性菌による人類滅亡仮説」に関し、「本件GMイネの内部でのディフェンシンの常時、大量の產生」と「ディフェンシンの常時大量流出」の各事実の確認が、原告らの前記主張が維持されるための先決争点として認識された。

(2) すなわち、原告らが唱える「ディフェンシン耐性菌による人類滅亡仮説」のプロセスによれば、人類や動植物に回復不能の悪影響を及ぼす損害等が発生するためにはディフェンシン耐性菌の出現が必須の前提となるのであり、ディフェンシン耐性菌が出現するためには本件GMイネの体外に常時、大量に流出したディフェンシンと水田水や土壤中に存在する菌とが恒常に接触し続ける必要があるのであるから、詰まる所、原告らが唱える「ディフェンシン耐性菌による人類滅亡仮説」が事実として確認され、原告らの損害賠償請求が認容されるためには、「本件GMイネの体内で產生されたディフェンシンが常時、大量に流出すること」が論理的的前提となるのである。

(3) そして、本件訴訟では、先決争点である「本件GMイネの体内で產生されたディフェンシンが常時、大量に流出すること」について3年半以上にわたる審理・鑑定が行われ、ついに平成21年5月7日の第

1 2回弁論準備手続期日において、鑑定の適正な終了が確認された上で、弁論準備手続の終結に至った。

3 「本件GMイネの体内で產生されたディフェンシンが常時、大量に流出する」との事実はないこと

(1) 本件争点に関する審理経過

ア 本件訴訟においては、ディフェンシン流出の点に関して、原告らよりいくつかのアイデアが提出されているが、「イネでつくられたカラシナディフェンシンは直徑が小さく細胞壁を楽に通過して外部に漏出する、との原告の反論には科学的な根拠が極めて乏し」(乙18、2頁、下から6ないし4行目)く、科学的考察において、理論上ディフェンシンが体外に流出することはありえない(乙18、19等)。

イ そして、このことを裏付けるかのように、鑑定に先行して行われた黒田博士実験においては、「本件GMイネの体外にディフェンシンは流出しない」という実験結果が得られているのである(乙19、25、30)。

ウ さらに、本件訴訟に先行して、原告らのうち原告1、2、4、5、7ないし10及びその他4名(以下、「原告(旧債権者)ら」という)が申し立てていた仮処分申立事件(新潟地方裁判所高田支部平成17年(ヨ)第9号。その後、平成17年8月上旬に、原告(旧債権者)らが別途被告に対して申し立てた同様の事件(同支部平成17年(ヨ)第10号事件)と併合審理された)の抗告審決定においても「本件GMイネによって生産されるディフェンシンがその体外に流出する可能性は低(い)」(乙2、3頁、下から7ないし6行目)旨の判断がなされ(原審決定においても同様の判断がなされている)、その後の特

別抗告審や許可抗告審でも維持されているものであるところ(乙1から4まで)、原告らは、本件訴訟において、実質的に当該仮処分申立事件の審理で提出した以上の新たな主張立証を提出していない。

エ なお、原告らは、鑑定実験に対する不服を愁訴する過程において甲第93号証の論文（英文）を提出するが（なお、その翻訳に関して、誤導とも捉えられかねないような誤りが散見されることは被告準備書面（48）において被告が指摘したとおりである）、当該論文において実施された実験は、本件のような農業分野における科学的知見を得るための実験とは大きく異なる医療の局面を想定した実験であり、自然環境における観察ではなく、耐性菌の出現を確認するために自然界では存在しない特異な環境を人為的に創出したものである。したがって、上記論文は証拠援用として明らかに失当であり、本件作付実験の実施によりディフェンシン耐性菌が出現することを裏付けるものとはならない。

さらに言えば、上記論文は、ディフェンシンがイネの体外に流出することを前提にしてはじめて問題となる「耐性菌出現の可能性」を論じたものであるから、そもそも本件のようにディフェンシンが流出しない状況においては、論理的考察において、証拠としての自然的関連性すらないことも明らかであり、この意味でも援用は失当というほかない。

オ そして、前記第1でも述べたとおり、本件訴訟は、遺伝子技術全般の当否や、ディフェンシン耐性菌の一般的な出現可能性を問題とするものではなく、あくまでも、「被告が平成18年度に実施した本件作付実験によって、実際にディフェンシン耐性菌が出現するか」、また、

「ディフェンシン耐性菌の出現により原告らの言う回復不能の損害等が発生するか」を問題とするものであるところ、結局、本件GMイネから実際にディフェンシンが流出することを裏付ける主張や証拠は一切なかったため、原告らにより鑑定嘱託の申出がなされ、原告らのイニシアティヴのもとに貴庁と当事者とが十分に協議した上で、原告らの要望どおりの鑑定嘱託機関（京都大学生命科学研究科全能性統御機構学分野）、実験条件等に従い、ディフェンシン流出の有無を確認する本件鑑定を実施することとなった。

（2）本件鑑定実験の内容と結果

ア 本件鑑定の鑑定事項

本件鑑定では、本件訴訟の先決争点である「本件GMイネの内部で產生された大量のディフェンシンが、水田水や土壤中に常時、大量に流出するか」を確認するため、

1 (1) 水田水 (平成18年9月19日に北陸研究センター隔離圃場において遺伝子組換えイネの株元から採取したもの。) からカラシナ・ディフェンシン (以下、単に「ディフェンシン」という。) が検出されるか。

(2) 上記1 (1)において、ディフェンシンが検出された場合、その量はいくらか。

2 (1) 遺伝子組換えイネの体内において生産されたディフェンシンは、その茎葉から体外に漏出するか。

(2) 上記2 (1)において、ディフェンシンが漏出すると認められる場合、その量はいくらか。

(平成19年10月5日付「鑑定嘱託決定書」別紙)

との鑑定事項について、鑑定実験が実施された。

イ 本件鑑定実験の内容

本件鑑定においては、前記鑑定事項1については、本件圃場で栽培中の本件GMイネの株元から採取した実際の水田水につきディフェンシンを検出する実験が実施され、前記鑑定事項2については、本件GMイネを挿したチューブに残った人工水田水及び切断したイネ緑葉を浸漬した人工水田水につき、それぞれディフェンシンを検出する実験が実施された。

ウ 本件鑑定の結果

本件鑑定においては、鑑定事項1につき、「分析に供した水田水中には、ディフェンシンは存在しない、あるいは存在しても $20\text{ ng}/\text{mL}$ 以下」（本件鑑定報告書1頁、「鑑定結果概要」、「1）水田水におけるディフェンシンの検出」の項の8～9行目）との鑑定結果が得られ、鑑定事項2についても、いずれの人工水田水からもディフェンシンは検出されなかった旨の鑑定結果が得られた。

（3） 本件鑑定結果の評価

ア 本件鑑定結果の意義

（ア） 前記（2）ウで述べたとおり、本件鑑定においては、「本件GMイネの内部で產生されたディフェンシンが、水田水や土壤中に流出すること」を示す結果は、一切得られなかった。

（イ） かえって、本件鑑定においては、「本件訴訟の争点となっている組換えイネ栽培中の水田から採取してきた水田水そのものの中に、原告側の主張している『常時大量に流出したディフェンシン』が存在するかどうかを、直接に鑑定するものといえますから、この意味

において、最も重要な実験として位置づけられる」（乙111、3頁、2ないし6行目）鑑定事項1についての実験において、「『水田水からディフェンシンは検出されなかった』との明確な結論が得られており、これは本件訴訟における原告側の主張の根拠とならないばかりか、『組換えイネから水田水中にディフェンシンは流出しない』との農研機構（註：被告）側の主張が正しいことを示す実験結果とな（る）」（同頁、下から11ないし7行目）ものである。

- (ウ) 加えて、鑑定事項2についての各実験においても、「当該結論を補強する結果が得られている（る）」（乙111、6頁、5及び6行目）のであるから、結局、本件鑑定結果は、原告らの主張を裏付けるものとならないばかりか、「全体として、『組換えイネから水田水中にディフェンシンは流出しない』との農研機構（註：被告）側の主張を強く裏付けるもの」（同頁、6ないし8行目）である。
- (エ) すなわち、本件鑑定においては、「本件GMイネの体外にディフェンシンは流出しない」という、被告が行った黒田博士実験（乙19、25、30）と同一の実験結果が得られた。

イ 本件鑑定結果により、先行する黒田博士実験の正当性が確認されたこと

原告らは、本件鑑定より精度の高い鑑定が実施可能であるとして本件鑑定結果を論難するが、その実、単に本件鑑定の実施前に尽くされた議論を繰り返すのみであり、何らの具体的理由や合理的な根拠も示さないものであるから、再鑑定の必要性や精度の高い鑑定が行える蓋然性が存在しないことは明らかであって、本件鑑定は十分な精度を以て適切に実施されたものとして、その結果も十分に尊重されなければ

ならないことは当然である。

さらに言えば、本件鑑定は、本件鑑定に先行する黒田博士実験とも実質的に同一の結果を示すに至っており、原告らが唱える「ディフェンシン耐性菌による人類滅亡仮説」のプロセスの一部である「本件GMイネからディフェンシンが常時、大量に流出する」などといった事実が存在しないことは、もはや科学的に明らかにされたというほかない。

(4) 結論：「ディフェンシン常時大量流出なる事実」の不存在

以上のとおり、「本件GMイネからディフェンシンが常時、大量に流出したという事実」は、原告らが立証責任を負うにもかかわらず、理論上も、本件鑑定実験の結果においても、これを裏付ける事実は全くなく、かえって、十分な精度を以て適切に実施された本件鑑定により、ディフェンシンは本件GMイネから体外に流出しないことが明らかとなつた。

4 小 括

したがつて、本件においては、原告らが唱える「ディフェンシン耐性菌による人類滅亡仮説」の論理的前提となる「ディフェンシンの常時大量流出」の事実がないことが明らかとなつたから、原告らによるその余の主張の当否を判断するまでもなく、本件各請求にはいずれも理由がない。

第4 結 論

以上の次第であるから、本件の原告らの請求は、差止請求については訴えの利益が消滅したものとして不適法却下されるべきであり（万が一、そうでない場合であっても、後記損害賠償請求と同様棄却されるべきである）、

各精神的損害の賠償請求についてはいずれも理由がないものとして棄却されるべきである。

以 上